

食品表示基準に関する意見書

平成25年6月、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法にまたがる食品表示規定を一元化する食品表示法が成立し、2年以内に施行されることとなり、本年7月、消費者庁は食品表示基準（案）を公表しました。

食品の表示には、消費者が安全な食を選択する権利が保障され、適切な判断の基準となる情報の提供が求められます。しかし、今回示された食品表示基準（案）は、従来の基準を統合したにすぎず、消費者の求める加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え表示などは今後の課題とされ、議論の対象から外されており、消費者の権利を明記した食品表示法の基本理念が生かされている状況とは言えません。

食品表示の一元化は、食品表示をわかりやすくするものとして理解はするものの、わかりやすさを優先する余り、必要な表示が省略されることが懸念されます。

よって、国におかれましては、消費者が求める食品表示となるよう課題を先送りせず、食品表示基準についてより丁寧な検討を速やかに行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）